横須賀市新市立病院開院支援業務委託仕様書

I 業務概要等

- 1. 業務委託名称及び履行期間
- (1) 業務委託名称

横須賀市新市立病院開院支援業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

- 2. 横須賀市新市立病院の概要
- (1) 建設場所

横須賀市神明町1番8の一部他2筆

(2) 規模

建築面積 約 8,000 ㎡ 延床面積 約 38,400 ㎡ 階数 地上7階/塔屋1階 病床数 450 床

標榜診療科目 28 科 (3) 事業スケジュール (予定)

令和7年7月

 ~令和2年11月
 基本設計

 令和3年3月~令和4年3月
 実施設計

 令和4年4月~令和5年1月
 許認可申請

 令和5年1月~令和7年3月
 本体工事

事業スケジュールについては、現在事業者選定を行っている横須賀市新市立病院 建設工事の工程等により変動することがある。

開院

3. 見積上限額

金51,000千円(消費税及び地方消費税を含まない)

なお、この金額は契約内容の規模を示すためのものであり、委託料の支払いについては、 年度毎に分割して行うものとし、本業務契約時に協議の上設定する各年度の支払上限額 をもとに各年度における出来形部分について支払うものとする。ただし、令和3年度の支 払上限額は、10,300千円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

Ⅱ 業務内容

横須賀市新市立病院の建設及びうわまち病院からの移転にあたり、別途発注する建設

工事及びうわまち病院指定管理者(以下「病院管理者」という。)との調整を図りながら 新市立病院開院の支援をする業務であって、主に医療機器・什器整備計画、移転・開院計 画、病院事業収支計画に関する支援を行うものとする。具体の業務については以下のとお りである。各計画で相互に関連する部分については総合的に調整を図ること。なお、下記 に示すスケジュールは想定であり、建設工事及び病院管理者との調整により変動する場 合がある。

1. 医療機器・什器整備計画支援

この業務は、横須賀市新市立病院の開院にあたり、病院で提供する医療に必要な医療機器・什器を適正なコストで適切に整備し、運用できる環境を整えることを目的とし、このための支援をするものである。この業務に関する想定スケジュールは以下のとおり。

(1) 医療機器整備計画支援

- a) 令和3年度
 - ・ 医療機器整備方針の策定
 - ・現有品の調査及び新規調達予定機器の整理
 - ・建設工事計画に影響する重量物等の諸元の整理
 - ・ヒアリング及びマスターリストの作成
 - ・第1次概算の積算及び予算との調整
 - ・レイアウト及び建築付帯条件設定
- b) 令和4年度
 - ・ヒアリング及びマスターリスト修正
 - ・第2次概算の積算及び予算との調整
 - ・レイアウト修正
 - 総合図へのレイアウト
- c) 令和5年度
 - ・ヒアリング及びマスターリスト修正
 - ・第3次概算積算及び予算との調整
 - ・レイアウト修正
 - 総合図へのレイアウト
 - ・発注方法の検討
 - ・調達スケジュールの整理
 - 医療機器購入予定価格の整理
 - 入札仕様書の作成
- d) 令和6年度
 - 入札仕様書の作成

- 医療機器購入予定価格の確定
- 発注支援
- ・総合図作成支援(プロット図作成)
- e) 令和7年度
 - ・搬入管理・検収支援(大型機器)
 - ・トレーニング行程作成及び立会い
 - 開院準備支援
 - 資産台帳作成、整理(移転後)
 - 廃棄支援
- f) 各年度共通
 - ・目的達成に必要なその他の業務、打合せ、調整
- (2) 什器整備計画支援
 - a) 令和5年度
 - ・ 什器備品整備方針の策定
 - ・什器備品の共通規格設定
 - b) 令和6年度
 - · 入札仕様書作成
 - ・ 什器購入予定価格の確定
 - 発注支援
 - ・総合図作成支援(プロット図作成)
 - c) 令和7年度
 - •搬入管理
 - 開院準備支援
 - · 資產台帳作成、整理(移転後)
 - 廃棄支援
 - d) 各年度共通
 - ・目的達成に必要なその他の業務、打合せ、調整等
- (3) 医療情報システムとの接続調整支援
 - a) 令和3~5年度
 - ・部門システム化範囲設定支援
 - ・接続部門システム関連相関図の確認
 - ・ネットワーク設計案(概要作成)支援
 - b) 令和6年度
 - ・医療機器、部門システムと基幹システムとの接続仕様及び費用区分の確定
 - ・システム接続及び開発・トレーニング行程検証
 - c) 令和7年度

- 搬入時の接続調整、評価
- d) 各年度共通
 - ・目的達成に必要なその他の業務、打合せ、調整等

2. 移転計画支援

この業務は、地域医療提供体制に与える影響を最小限にとどめつつ、うわまち病院から人(患者)、モノを安全に移送し、新市立病院での病院業務を開始させる計画を策定し、実現することを目的とし、このための支援をするものである。この業務に関する想定スケジュールは以下のとおり。

- (1) 令和5年度
 - 移転方針策定
 - 移転行程策定、調整
 - 移転委員会支援
 - 移転業者選定支援
 - ・関連業者及び関係機関との業務区分の整理、調整
- (2) 令和6年度
 - ・移送患者数の確定
 - ・患者移送シミュレーションの支援
 - ・移転業者の監理
 - ・移転に向けた診療機能についての計画策定支援
 - ・移転詳細スケジュールの策定
- (3) 令和7年度
 - ・移転業者の監理
 - ・移転及び開院リハーサルの支援
 - (4) 各年度共通
 - ・目的達成に必要なその他の業務、打合せ、調整等

3. 病院事業収支計画支援

この業務は、新市立病院の開設にあたり、うわまち病院からの移転前後における事業 年度ごとの事業収支のシミュレーション(当該地域及び新市立病院の患者推計、経営 (収支)計画、キャッシュ・フロー計画等)を行い、病院事業の継続について満足する 収支計画を策定することを目的とし、このための支援をするものである。この業務に関 するスケジュールは以下のとおり。

- (1) 令和3~6年度
 - 現状確認(患者動向、収支状況、人員体制、組織運営体制等)

- ・新市立病院における人員体制構築支援
- ・新市立病院における委託化業務検討
- ・新市立病院における運用フロー検証
- ・事業収支シミュレーション作成
- (2) 令和7年度
 - ・事業収支シミュレーション作成
 - 令和 8 年度事業計画検討
- (3) 各年度共通
 - 目的達成に必要なその他の業務、打合せ、調整等

Ⅲ 業務体制

1. 現場代理人等

受託者は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有し、平成22年4月1日以降に、都道府県もしくは市町村が設置する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院及び独立行政法人国立病院機構、国立大学法人が設置する病院(それぞれ一般病床が300床以上のものに限る)の新築又は改築(一部を除く)に関する「医療機器等整備計画策定支援業務」、「移転計画策定支援業務」、「病院事業収支計画支援業務」の全てを含む業務を担当者として1件以上履行した実績を有するものを現場代理人として配置すること。

また、本業務を担当する公認会計士を1名以上配置すること。公認会計士の行うべき 業務については、第三者に委任することも可とする。

2. 業務計画書の作成等

(1)業務計画書の作成及び更新

受注者は、次に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。

なお、業務の進捗に合わせて、必要に応じ、業務計画書の内容を更新すること。

- a) 業務実施方針 本業務の実施方針
- b) 業務工程 業務工程計画の作成
- c) 業務実施体制 業務体制、業務担当表、連絡体制、連絡先
- d) 配置技術者名簿 担当分野、氏名、生年月日、所属、保有資格、実務経験等

協力企業等がある場合は、その者も含む。

なお、「横須賀市新市立病院開院支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」に 基づき提出した配置予定の現場代理人の変更は原則として認めない。

e) その他

発注者が他に必要とする事項

(2) 打合せ記録等の作成

受注者が関与する以下の打合せ等については、速やか会議録を作成し、次回打合せ 時までに検討結果を添えて発注者に提示する。

- a) 定例打合せ(2週間に1回程度を基本とする。)
- b) その他発注者の行った会議や説明会における記録等
- (3)業務報告書の作成

受注者は、年度ごとに、当該期間における業務の進捗状況、成果及び検討結果をま とめた業務報告書を発注者が別途指定する期日までに提出する。

3. 機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持にかかる条件は、以下のとおり。

- (1) 受注者は、本業務の実施過程で発注者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者、病院管理者並びに横須賀市新市立病院建設工事の受注者から入手した資料等については適切に管理すること。
- (3) 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏えい、改ざん、滅失等(以下「漏えい等」という。)が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施すること。
- (4) 万一、情報の漏えい等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にする とともに、事前に発注者に提出すること。また、漏えい等の事態が発生、もしく は漏えい等の恐れが発生した場合は、発注者へ報告するとともに、当該手順等 にもとづき可及的速やかに修復すること。
- (5) 受注者の故意又は過失を問わず、漏えい等が発生し、発注者が損害を被った場合は、受注者は発注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。

IV 成果物及び提出部数

成果物等については以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発 注者の指示によるものとする。

1. 成果物の提出先

横須賀市健康部市立病院課

2. 各業務の提出成果物の規格等

フラットファイル綴(A3及びA4版)にして3部提出する。

電子データは、綴り版と同じ体裁で作成したPDFとともに、以下の形式によりCD-R又はDVD-Rに格納して納品すること。

- (1) 文書: Word 形式及び PDF 形式
- (2) 表、グラフ: Excel 形式及び PDF 形式
- (3) 写真データ等: JPEG 形式

3. 成果物

以下に各年度の提出物を参考提示する。

各年度の成果物の詳細は、受注者があらかじめ案を提示し、発注者と協議の上決定すること。また、工事の進捗状況等により変更となる場合があるので注意すること。

- (1) 令和3年度
 - ・ 医療機器マスターリスト
 - 医療機器整備方針
 - ・ネットワーク設計案
 - ・事業収支シミュレーション表
- (2) 令和4年度
 - ・医療機器マスターリスト (修正版)
 - ・事業収支シミュレーション表
- (3) 令和5年度
 - ・医療機器マスターリスト (修正版)
 - 医療機器入札仕様書
 - ・什器備品マスターリスト
 - 什器備品整備方針
 - 移転方針
 - 移転行程表
 - ・事業収支シミュレーション表
- (4) 令和6年度
 - ・医療機器マスターリスト(修正版)
 - 医療機器入札仕様書
 - ・医療機器・什器備品プロット図
 - ・什器備品マスターリスト(修正版)
 - · 什器備品入札仕様書
 - ・移転に向けた診療機能計画

- ・移転詳細スケジュール
- ・事業収支シミュレーション表
- (5) 令和7年度
 - 資産台帳
 - ・事業収支シミュレーション表 (新市立病院開院後の状況を踏まえて作成するもの。)
- (6) 各年度共通
 - · 業務計画書(契約締結後、随時)
 - ・議事録 (随時)
 - 各種検討支援に関する資料
 - ・発注者へ都度提出した資料等
 - ・業務完了報告書(業務完了時、年度終了時)
 - ・その他、発注者が指定する新病院建設にかかる各種資料

V 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、横須賀市市立病院将来構想、横須賀市新市立病院建設基本計画、基本設計、実施設計の内容について十分理解するとともに、本事業に係る関係諸法令等の遵守を徹底すること。
- (2) 受注者は、本業務において、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性の高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、業務にあたるとともに、良質かつ安定的な支援を契約期間中継続的に提供すること。
- (3) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、契約期間中、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (4)受注者は、本事業に関連する新市立病院建設工事受注者、病院管理者及び発注者以外の関係者から常時、中立する立場を維持徹底すること。
- (5) 受注者は、本業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を 行うこと。また、本業務の遂行に当たり、発注者の方針や意向を満足する上で、発 注者が必要と考えるものに関しては、本業務に含まれるものとして遅滞なく遂行す ること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項は発注者及び受注者が協議の上定めるものとする。